貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年12月分)

	4.50									
行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数	
20241202	安立運輸 株式会社(法人 番号9011501005395)代表 者:出島 康佑		埼玉	埼玉県狭山市新狭山1 -16-2	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0	
20241202	有限会社 田胡運送(法人番号2070002010807)代表者:田胡 秀之		本社	群馬県高崎市上佐野町 212-1	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年 10月10日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)事故惹起運転者に対する 指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0	
20241203	有限会社 山城陸運(法人番号4020002099604)代表者:山城 敏子		本社	神奈川県川崎市川崎区 水江町4-2	輸送施設の使用停止 (170日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年12月8日、同年12月21日 及び令和6年2月21日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)点檢整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業結等9条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(資物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)報告義務違反(資物自動車運送事業法第60条第1項)、(13)表述。(14)表述。(14)表述。(15)	17	17	
20241203	本木運送 株式会社(法人 番号8011801012571)代表 者:湯本 幸司		本社	東京都足立区保木間1 -13-20	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年2月7日及び同年3月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6	
20241210	グリーン輸送サービス 株式会社(法人番号 7060001021017)代表者: 小俣 庄市	栃木県佐野市黒袴町1 307-2	新佐野	栃木県佐野市黒袴町13 07-2	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年7月26日及び同年10月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1頁)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)	4	4	

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年12月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	左記の行 政処分の 点数
20241210	西脇輸送産業 有限会社 (法人番号 4021002023108)代表者: 西脇 大志	神奈川県相模原市中 央区清新6-11-2	本社	神奈川県相模原市中央 区清新6-11-2	輸送施設の使用停止 (35日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年1月12日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	4	4
20241210	株式会社 ヒロタエクスプレス(法人番号 4060001019096)代表者: 廣田 章	栃木県足利市県町14 51-1	本社	栃木県足利市県町145 1	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年6月29日、同年8月3日及び同年9月22日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項)	4	4
20241210	佐々木興業 株式会社(法 人番号1050001023176)代 表者:佐々木 幸一		本社	茨城県日立市相賀町18 -1	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	重傷事故を引き起こした旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月16日及び同年3月14日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施務務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	2	2
20241210	共進運輸 株式会社(法人 番号2030001065070)代表 者:高橋 幸司		横浜	神奈川県横浜市金沢区 鳥浜町1-1	輸送施設の使用停止 (10日車)		死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年6月14日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	1	1
20241217	野村綜合商事 株式会社 (法人番号 1030001064602)代表者: 野村 栄司	埼玉県越谷市大字船 渡168-1	本社	埼玉県越谷市大字船渡 168-1	輸送施設の使用停止 (120日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年12月21日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第70条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第70条第2項、(6)高齢軍転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年12月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20241217	優彩運輸 株式会社 (法 人番号6070001029935)代 表者:木村 裕志			群馬県伊勢崎市境伊与 久3129-2	輸送施設の使用停止 (60日車)		法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月24日、監査を実施。2 件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)	6	6
20241217	有限会社 松島重機(法人番号4060002037378)代表者:松島 浩			栃木県足利市堀込町10 02-34	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月17日、監査を実施。 3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20241217	有限会社 清司産業商会 (法人番号 3021002011294)代表者: 水澤 英幸	神奈川県茅ヶ崎市萩園 1170 	本社	神奈川県茅ヶ崎市萩園1 170	文書警告		死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
20241223	有限会社 ワイエス流通 (法人番号 5021002035944)代表者: 吉本 五十雄	神奈川県伊勢原市歌川2-3-25			事業停止3日間、輸送施設の使用停止(198 日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月5日及び令和6年1月22日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第6条)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第6条)、(5)業務記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)無車検運行(貨物自動車運送等業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)無車検運行(貨物自動車運送等業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条)	30	30

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。 注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)